

生活習慣病管理料Ⅱへの移行のお知らせ

2024年度診療報酬改定における厚生労働省の指針に従い、個々に応じたより専門的・総合的な治療管理をおこなうため、「特定疾患療養管理料」から「生活習慣病管理料Ⅱ」へ移行いたします。

◇対象となる患者様◇

高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかが主病の方

◇療養計画書◇

医師・看護師など専門職種より療養計画書について説明・同意（署名（初回のみ））をいただく必要があります。

*療養計画書作成にあたり身長・体重測定をさせていただきます。

◇窓口負担◇

これまでの金額から変更があります（以下の表参照）。

ご理解、ご協力お願いいたします。

2024年5月31日まで		2024年6月1日から	
再診料	73	再診料	75
外来管理加算	52	(なし)	
特定疾患療養管理料	87	生活習慣病管理料2	333
特定疾患処方管理加算2	66	(なし)	
処方箋料	68	処方箋料	60
合計	346	合計	468

1割負担の方⇒約120円増額

2割負担の方⇒約240円増額

3割負担の方⇒約370円増額

2024年5月 高知生協病院

■医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さまの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、2024年6月1日より下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

区分	マイナ保険証利用時に情報取得同意	点数
初診 (月に1回)	する	1点
	しない	3点
再診 (3月に1回)	する	1点
	しない	3点